

海上運送法施行令の一部を改正する政令案 新旧対照条文

○ 海上運送法施行令（昭和三十年政令第二百七十六号）（抄）	1
-------------------------------	---

改正案	現行
<p>（指定金融機関）</p> <p>第一条 海上運送法（次条第五号を除き、以下「法」という。）第三十九条の二十五第一項第一号の政令で定める金融機関は、次のとおりとする。</p> <p>一 銀行</p> <p>二 長期信用銀行</p> <p>三 信用金庫及び信用金庫連合会</p> <p>四 信用協同組合及び協同組合連合会（中小企業等協同組合法（昭和二十四年法律第八十一号）第九条の九第一項第一号及び第二号の事業を併せ行うものに限る。）</p> <p>五 労働金庫及び労働金庫連合会</p> <p>六 農業協同組合（農業協同組合法（昭和二十二年法律第三百三十二号）第十条第一項第二号及び第三号の事業を併せ行うものに限る。）及び農業協同組合連合会（同項第二号及び第三号の事業を併せ行うものに限る。）</p> <p>七 漁業協同組合（水産業協同組合法（昭和二十三年法律第二百四十二号）第十一条第一項第三号及び第四号の事業を併せ行うものに限る。）、漁業協同組合連合会（同法第八十七条第一項第三号及び第四号の事業を併せ行うものに限る。）、水産加工業協同組合（同法第九十三条第一項第一号及び第二号の事業を併せ行うものに限る。）及び水産加工業協同組合連合会（同法第九十七条第一項第一号及び第二号の事業を併せ行うものに限る。）</p> <p>八 農林中央金庫</p> <p>九 株式会社商工組合中央金庫</p> <p>十 株式会社日本政策投資銀行</p>	<p>（新設）</p>

(指定金融機関の指定の基準となる法律)

第二条 法第三十九条の二十五第四項第一号の政令で定める法律は、次のとおりとする。

- 一 農業協同組合法
- 二 水産業協同組合法
- 三 中小企業等協同組合法
- 四 協同組合による金融事業に関する法律(昭和二十四年法律第八十三号)
- 五 海上運送法
- 六 信用金庫法(昭和二十六年法律第二百三十八号)
- 七 長期信用銀行法(昭和二十七年法律第八十七号)
- 八 労働金庫法(昭和二十八年法律第二百二十七号)
- 九 銀行法(昭和五十六年法律第五十九号)
- 十 農林中央金庫法(平成十三年法律第九十三号)
- 十一 株式会社日本政策金融公庫法(平成十九年法律第五十七号)
- 十二 株式会社商工組合中央金庫法(平成十九年法律第七十四号)
- 十三 株式会社日本政策投資銀行法(平成十九年法律第八十五号)

(株式会社日本政策金融公庫法施行令の適用)

第三条 法第三十九条の二十三に規定する導入促進円滑化業務が行われる場合における株式会社日本政策金融公庫法施行令(平成二十年政令第百四十三号)第三十条第一項並びに第三十一条第一項及び第二項の規定の適用については、同令第三十条第一項中「法第五十九条第一項」とあるのは「海上運送法(昭和二十四年法律第八十七号)第三十条の三十四第二項の規定により読み替えて適用する法第五十九条第一項」と、同令第三十一条第一項各号及び第二項中「法第五十九条第一項」とあるのは「海上運送法第三十九条の三十四第二項の規定により読み替えて適用する法第五十九条第一項」とする。

(新設)

(新設)

(職権の委任)

第四条 法第四十五条の四第一項の政令で定める国土交通大臣の職権は、次のとおりとする。

一 一般旅客定期航路事業、特定旅客定期航路事業、貨物定期航路事業又は不定期航路事業（本邦の港と本邦以外の地域の港との間又は本邦以外の地域の各港間におけるこれらの船舶運航事業を除く。）に関する法第二章（第二十四条から第二十七条までを除く。）に規定する職権

二 法第三十三条において準用する法第二十条第一項及び第三項に規定する職権

三 法第三十九条の五第三項、第四項、第八項及び第九項に規定する職権

四 法第四十四条において準用する法第二章（第二十四条から第二十七条までを除く。）に規定する職権

2 法第二十四条第一項（法第三十三条及び第四十四条において準用する場合並びに法第四十二条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第二十五条第一項及び第三十九条の四第一項（これらの規定を法第四十四条において準用する場合を含む。）並びに第三十九条の九第一項に規定する国土交通大臣の職権は、地方運輸局長（運輸監理部長を含む。）も行うことができる。

3 法第四十五条の四第二項の政令で定める国土交通大臣の職権は、国土交通省令で定める運輸支局又は地方運輸局、運輸監理部若しくは運輸支局の事務所の管轄区域内に所在する船舶に関する第一項第三号に掲げる職権とする。

1 海上運送法（以下「法」という。）第四十五条の四第一項の政令で定める国土交通大臣の職権は、次のとおりとする。

一 一般旅客定期航路事業、特定旅客定期航路事業、貨物定期航路事業又は不定期航路事業（本邦の港と本邦以外の地域の港との間又は本邦以外の地域の各港間におけるこれらの船舶運航事業を除く。）に関する法第二章（第二十四条から第二十七条までを除く。）に規定する職権

二 法第三十三条において準用する法第二十条第一項及び第三項に規定する職権

三 法第三十九条の五第三項、第四項、第八項及び第九項に規定する職権

四 法第四十四条において準用する法第二章（第二十四条から第二十七条までを除く。）に規定する職権

2 法第二十四条第一項（法第三十三条及び第四十四条において準用する場合を含む。）、第二十五条第一項及び第三十九条の四第一項（これらの規定を法第四十四条において準用する場合を含む。）並びに第三十九条の九第一項に規定する国土交通大臣の職権は、地方運輸局長（運輸監理部長を含む。）も行うことができる。

3 法第四十五条の四第二項の政令で定める国土交通大臣の職権は、国土交通省令で定める運輸支局又は地方運輸局、運輸監理部若しくは運輸支局の事務所の管轄区域内に所在する船舶に関する第一項第三号に掲げる職権とする。

海上運送法施行令の一部を改正する政令案 参照条文

目次

○海上運送法施行令（昭和三十年政令第二百七十六号）（抄） . . . . . 1

○海上運送法（昭和二十四年法律第八十七号）（抄）（海事産業の基盤強化のための海上運送法等の一部を改正する法律（令和三年法律第四十三号）第一条の規定による改正後の条文） . . . . . 1

○株式会社日本政策金融公庫法施行令（平成二十年政令第四百十三号）（抄） . . . . . 2

○海上運送法施行令（昭和三十年政令第二百七十六号）（抄）

- 1 海上運送法（以下「法」という。）第四十五条の四第一項の政令で定める国土交通大臣の職権は、次のとおりとする。
  - 一 一般旅客定期航路事業、特定旅客定期航路事業、貨物定期航路事業又は不定期航路事業（本邦の港と本邦以外の地域の港との間又は本邦以外の地域の各港間におけるこれらの船舶運航事業を除く。）に関する法第二章（第二十四条から第二十七条までを除く。）に規定する職権
  - 二 法第三十三条において準用する法第二十条第一項及び第三項に規定する職権
  - 三 法第三十九条の五第三項、第四項、第八項及び第九項に規定する職権
  - 四 法第四十四条において準用する法第二章（第二十四条から第二十七条までを除く。）に規定する職権
- 2 法第二十四条第一項（第三十三条及び第四十四条において準用する場合を含む。）、第二十五条第一項及び第三十九条の四第一項（これらの規定を第四十四条において準用する場合を含む。）並びに第三十九条の九第一項に規定する国土交通大臣の職権は、地方運輸局長（運輸監理部長を含む。）も行うことができる。
- 3 法第四十五条の四第二項の政令で定める国土交通大臣の職権は、国土交通省令で定める運輸支局又は地方運輸局、運輸監理部若しくは運輸支局の事務所の管轄区域内に所在する船舶に関する第一項第三号に掲げる職権とする。

○海上運送法（昭和二十四年法律第百八十七号）（抄）（海事産業の基盤強化のための海上運送法等の一部を改正する法律（令和三年法律第四十三号）第一条の規定による改正後の条文）

（公庫の行う導入促進円滑化業務）

第三十九条の二十三 公庫は、株式会社日本政策金融公庫法（平成十九年法律第五十七号）第一条及び第十一条の規定にかかわらず、第三十九条の二十五第四項第三号に規定する指定金融機関に対し、認定船舶運航事業者等が認定特定船舶導入計画に従って特定船舶の導入を行うために必要な資金の貸付けに必要な資金を貸し付ける業務及びこれに附帯する業務（次条、第三十九条の二十八第一項及び第三十九条の三十四において「導入促進円滑化業務」という。）を行うことができる。

（指定金融機関の指定）

第三十九条の二十五 国土交通大臣及び財務大臣は、国土交通省令・財務省令で定めるところにより、認定船舶運航事業者等が認定特定船舶導入計画に従って特定船舶の導入を行うために必要な資金を貸し付ける業務のうち、当該貸付けに必要な資金について公庫から貸付けを受けて行うとするもの（以下「導入促進業務」という。）に関し、次の各号のいずれにも適合すると認められる者を、その申請により、導入促進業務を行う者として指定することができる。

- 一 銀行その他の政令で定める金融機関であること。

二・三（略）

2・3 (略)

4 次の各号のいずれかに該当する者は、指定を受けることができない。

- 一 この法律、銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）その他の政令で定める法律若しくはこれらの法律に基づく命令又はこれらに基づく処分に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して五年を経過しない者
- 二・三 (略)

○株式会社日本政策金融公庫法施行令（平成二十年政令第四百十三号）（抄）

（内閣総理大臣への権限の委任）

第三十条 法第五十九条第一項（法附則第三十八条第二項及び第三十九条第二項において準用する場合を含む。次条第一項において同じ。）の規定による主務大臣の立入検査の権限のうち公庫の業務に係る損失の危険の管理に係るものは、内閣総理大臣に委任する。ただし、主務大臣がその権限を自ら行うことを妨げない。

2 (略)

（財務局長等への権限の委任）

第三十一条 法第六十条第三項（法附則第三十八条第二項及び第三十九条第二項において準用する場合を含む。）の規定により金融庁長官に委任された権限（次条において「長官権限」という。）のうち次に掲げるものは、公庫の本店の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合）に委任する。ただし、金融庁長官がその権限を自ら行うことを妨げない。

一 法第五十九条第一項の規定による立入検査

二 法第六十条第二項（法附則第三十八条第二項及び第三十九条第二項において準用する場合を含む。）の規定による報告（法第五十九条第一項に係る部分に限る。）

2 前項第一号の規定による権限で公庫の本店以外の支店その他の施設又は法第五十九条第一項の受託法人の事務所その他の施設（以下この条において「公庫の支店等」という。）に関するものについては、前項に規定する財務局長又は福岡財務支局長のほか、当該公庫の支店等の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合）に委任する。福岡財務支局長も行うことができる。

3・4 (略)